

とくてい びょうき しょうがい りゆう
特定の病気や障害を理由に、
こどもができなくなる手術などをうけた人は、
きゅうゆうせいほ ごほういちじきんしきゅうほう
「旧優生保護法一時金支給法」に基づき
くに かね
国からお金をうけとることができます。

きゅうゆうせいほ ごほういちじきんしきゅうほう
「旧優生保護法一時金支給法」について

- 平成31年4月24日に法律ができました。
- この法律には、本人の気持ちをきかれることなく子どもができなくなる手術などをうけ、心やからだに大きな苦しみや痛みをうけたことについておわびするとかいてあります。
- この法律は、子どもができなくなる手術などをうけた人にお金を払うとさだめています。

せいきゅう きげん
請求期限

れいわ ねん がつ にち
令和6年4月23日

はや
お早めに
そうだん
相談して
ください



きゅうゆうせいほ ごほう そうだんまどぐち
旧優生保護法相談窓口

ばしょ おおいたけん けんこう しえんか
場所：大分県 健康づくり支援課

でんわ そうだん せんよう
電話相談(専用)

097-506-2760

メール相談(専用) sodan12210@pref.oita.jp

ふあつくす
FAX

097-506-1735

*相談窓口に来たいときは先に連絡をしてください。
しゅわつうやく くるまいす ひつよう かた
手話通訳・車椅子など必要な方はおしらせください。

うけつけ じかん
受付時間

8:30~17:15

げつよう きんよう
月曜から金曜

やす しゅくじつ ねんまつねんし
休み：祝日、年末年始



おおいたけん
大分県
ホームページ



かね お金を うけとる こと が できるの は、どの ような 人 ですか。

◇昭和 23年 9月 11日 から 平成 8年 9月 25日 まで の間に、
 ・子ども が できなくなる 手術 を うけた 人
 ・子ども が できなくなる ように 放射線 を あてられた 人
 です。



かね お金を うけとる 手続 の しかた や、わから ない こと は、どこで おしえて くれますか。

◇わから ない こと は、旧優 生保 護法 相 談窓 口 に きいて くだ さい。
 連絡 先 は おもて 側 に かいて います。

◇だれか、手 伝 っ て くれる 人 が いなく ても 安心 して 相 談 して くだ さい。



かね お金を うけとる た め の 方 法

①

請求 書 を かき ます
 ※相 談窓 口 に あり ます

②

手続 に 必要 な 資料 を あつ め ます
 ※必要 な 資料 は 相 談窓 口 で 説明 します

(資料 の 例)

- ・手術 を うけた こと が わかる 診断 書
- ・障 害 者 手 帳 の コピー など

③

大分 県 庁 の 窓 口 に
 ① 請求 書 と ② 資料 を だ します

請求 書 や 資料 は、
 郵便 で だす こと が
 でき ます。



<請求 書 など を おく る と ころ>

